

(仮称) 竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ヤギの適正な飼養又は保管に関して、またヤギの放し飼い又はノヤギ等屋外にいるヤギの適正な管理に関して、それぞれ必要な事項を定め、飼いヤギの健康及び安全の保持を図るとともに、農作物への被害防止、公衆衛生の向上並びに自然環境及び自然生態系の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 ヤギを所有又は占有する者をいう。
- (2) 飼いヤギ 飼い主のいるヤギをいう。
- (3) ノヤギ 飼いヤギ以外のヤギをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策を策定し、町民、猟友会その他の者と連携、協力して、これを実施するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、町が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の動物の飼養若しくは保管又は管理に関する関係法令、又はこの条例の目的や理念を十分に理解し、誠実にヤギを飼養又は保管しなければならない。

- 2 飼い主は、飼いヤギが第三者の土地又はその工作物若しくは農作物を荒らすなど、人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。
- 3 飼いヤギの飼養又は保管に関しては、特にその飼養場所について、常に清潔に保持し、悪臭、衛生害虫等を発生させてはならない。

第2章 ヤギの適正な飼養又は保管

(耳標又は首輪等の装着)

第6条 飼い主は、ヤギを取得した日の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を竹富町長（以下、「町長」という。）に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、本条例が施行された時点における飼いやぎ（飼い主）にも適用する。
- 3 町長は、第1項の申請があったときは、原簿に登録し、飼い主に竹富町公認の耳標、首輪その他の徴表（以下、「徴表」という。）を交付しなければならない。
- 4 飼い主は、飼いやぎに徴表を装着しなければならない。

（耳標又は首輪等の取り外し等の禁止）

第7条 何人も、前条に規定される徴表を取り外してはならない。

（放し飼いの禁止）

第8条 飼い主は、故意又は過失の如何に関わらず、やぎを放し飼いしてはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は学術研究機関、あるいはこれらの団体等から依頼された者が、学術研究、有害鳥獣捕獲事業における捕獲・調査を行う場合で、町長が特別な事情があるとして許可する場合
- (2) 飼い主が庭、畑等の下草刈りのため、一時的に飼いやぎを放牧する場合
- (3) 授乳その他の仔やぎの適正な飼養のため係留をすることが困難であると思料される場合

（逸走の防止及び逸走した場合の通報義務）

第9条 飼い主は、飼いやぎが屋外に逸走しないようにしなければならない。

- 2 飼いやぎが逸走した場合には、飼い主は、直ちに町長その他の関係機関に通報するとともに、逸走したやぎの搜索、捕獲等、必要な対応をしなければならない。
- 3 町長は、前項の通報を受けた場合には、速やかに適切な処置を講じなければならない。

（遺棄の禁止）

第10条 何人も、やぎを遺棄してはならない。

（必要な処置）

第11条 町長は、飼いやぎが逸走するおそれがあると判断した場合には、飼い主に対して、係留する等、必要な措置を命じることができる。

（屋外にいるやぎへの給餌等の禁止）

第12条 何人も、屋外にいるやぎに対し、えさ、水その他の物品を与えてはならない。

（屋外でやぎを発見した場合の報告）

第13条 何人も、やぎの放し飼い若しくは遺棄を発見した場合、又は屋外にいるやぎを発見した場合には、その場所、日時その他の状況について、速やかに

町長に報告するものとする。

- 2 町長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに適切な処置を講じなければならない。

(屋外ヤギの捕獲)

第14条 町長は、屋外にいるヤギを捕獲、抑留等の防除に係る処置を行うことができる。

- 2 前項の処置に伴い、飼い主その他の者に損害が生じたとしても、当該損害が故意又は重過失に起因するものでない限り、町長には、その賠償の責が生じることはない。

(飼い主への返還)

第15条 町長は、前条第1項の規定により捕獲したヤギで、その飼い主を特定することができる場合には、飼い主に対して当該ヤギを引取りに来るよう通知するものとする。

(捕獲ヤギの譲渡)

第16条 第14条第1項の規定により捕獲されたヤギの譲渡を求める者は、その旨、町長に申し出なければならない。

(費用弁済)

第17条 町長は、前2条の規定により捕獲されたヤギの返還又は譲渡を求める者に対して、捕獲、収容又は返還若しくは譲渡に係る費用の全部又は一部を請求することができる。

(助成)

第18条 町長は、この条例の目的を達成するために、第21条に基づいて設置される「(仮称)竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例」運用委員会の意見を聴いて、適正な飼養又は管理を行っている、又は行おうとする者に対して、一定の助成を行うことができる。

(適用範囲)

第19条 本条例における第6条、第8条、第9条第1項及び第2項、第23条第2項並びに第24条に関しては、町長が別に定める島嶼においてのみに適用するものとする。

- 2 前条の適用範囲に該当しない島嶼においては、第6条の「装着しなければならない」は「装着するよう努めなければならない」と、第8条の「放し飼いしてはならない」は「放し飼いしないよう努めなければならない」と、第9条第1項の「逸走しないようにしなければならない」は「逸走しないよう努めなければならない」と、また第9条第2項の通報及び必要な措置に関して「しなければならない」は「するよう努めなければならない」と読み替えて運用するものとする。

第3章 雑則

(民間等との協働)

第20条 町長は、この条例の実効性ある執行を目指して、専門的な知見を有する者に、一定の事務又は事業を委託することができる。

(「(仮称)竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例」運用委員会の設置)

第21条 町長は、別に定めるところにより、この条例の実効性ある執行を目指して、専門的な知見を有する者で構成される「(仮称)竹富町ヤギの適正な飼養及び管理に関する条例」運用委員会を設置する。

(報告及び調査)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の者に対して、飼いやぎの飼養又は保管の状況等について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、飼いやぎが飼養又は保管されている場所に立ち入り、その飼養又は保管の状況等を調査させ、又は飼い主その他の者に質問させることができる。

3 飼い主その他の者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 第2項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び命令)

第23条 町長は、第5条乃至第9条又は第12条の規定を十全に遵守していないと認められる者に対して、当該規定に従うべきことを指導し、又は期限を定めて文書により勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を期限までに十全に履行していないと判断した場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(過料)

第24条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条本文の規定に違反して正当な理由なくヤギを放し飼いした者
- (2) 第10条の規定に違反してヤギを遺棄した者
- (3) 第11条の規定により命ぜられた措置を行わなかった者
- (4) 前条第2項の規定により命ぜられた措置を行わなかった者

2 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による通報又は必要な対応を正当な理由なく怠った、又は遅滞した者
 - (2) 第12条に規定する屋外にいるヤギに対して給餌等をした者
 - (3) 第22条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第22条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者
- 3 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。
- (1) 第6条の規定に違反して飼いヤギに徴表を装着していない者
 - (2) 第7条の規定に違反して飼いヤギに装着されている徴表を正当な理由なくして取り外した者

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

経過措置

第1条 この条例は、令和7年4月1日より施行する。

第2条 この条例は、施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて改正作業を含む必要な措置を講ずるものとする。